

国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項

〔平成26年12月25日〕
学 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針（平成19年5月学長決定）第1項第1号に基づき、本学における教育研究費の運営及び管理者、並びにその者の管理監督の責任を明確にし、教育研究費の運営及び管理の適正性を図るため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において教育研究費とは、国立大学法人筑波大学財務規則（以下「財務規則」という。）第27条に規定する支出予算のすべての経費をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、教育研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を、本学の役員、職員、学生及び本学の教育研究費の執行に関わる者（以下「役職員等」という。）に周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定する部局責任者（以下「各責任者等」という。）が責任を持って教育研究費の適切な運営及び管理が行えるよう次の措置を講じなければならない。

- (1) 定期的に各責任者等から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図ること。
- (2) 基本方針の見直し、必要な予算又は必要な人員の配置を行うこと。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、教育研究費の運営及び管理について学内全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として統括管理責任者を置き、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 教育研究費の管理 財務担当副学長
- (2) 研究に係る運営 研究担当副学長
- (3) 教育に係る運営 教育担当副学長

2 統括管理責任者は、第3条2項の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、部局責任者に実施を指示すること。

3 統括管理責任者は、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告すること。

(部局責任者)

第5条 教育研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、財務規則第19条に規定する予算管理者をもって充てる。

2 部局責任者は、統括管理責任者の指示により、次の各号に定める事項を実施しなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局（事務部門を含む。以下「部局」という。）における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 部局内の役職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 部局において、役職員等が適切に教育研究費の運営及び管理を行っているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 部局責任者は、部局において、日常的に実効的な管理監督が可能となるよう部局副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

4 部局責任者は、前項の副責任者を任命した場合は、直ちに当該副責任者の氏名及び責任の範囲を学長に報告しなければならない。

(職名の公開)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及び副責任者（以下「最高管理責任者等」という。）を定めたときは、その職名を公開する。

(最高管理責任者等の義務と責任)

第7条 最高管理責任者等は、教育研究費の運営及び管理についてそれぞれの職務を行わなければならない。

2 最高管理責任者等は、それぞれの職務について、責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には他の関係法令又は法人の規則により処分の対象となることがある。

附 記

この要項は、平成26年12月25日から実施する。